

平成 23 年 10 月 28 日

再生債権者各位

日本振興銀行株式会社  
金融整理管財人 預金保険機構

監督委員による最終受皿への再承継等についての意見書提出のお知らせ

本日、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 54 条第 2 項の規定により東京地方裁判所から選任された監督委員より、同裁判所に対し、最終受皿への再承継等についての意見書（別添参照）が提出されましたのでお知らせいたします。

(別 添)

平成22年(再)第91号

平成23年10月28日

東京地方裁判所民事第20部 御中

再生債務者 日本振興銀行株式会社  
監督委員弁護士 河野玄逸

### 最終受皿への再承継等についての意見書

平成23年9月30日、預金保険機構は、株式会社イオン銀行(以下「イオン銀行」という)を再生債務者の最終受皿に選定し、同年10月20日、預金保険機構とイオン銀行との間で、預金保険機構が保有する第二日本承継銀行の全株式を19億8088万8000円でイオン銀行に譲渡する旨の株式売買契約が締結されている<sup>1</sup>。

上記最終受皿への株式譲渡金額に関して、再生債務者の監督委員として、公認会計士の補助も得て、追加調査を実施したが<sup>2</sup>、特に指摘すべき事項は見当たらなかった。

なお、本件再生計画案では、第二日本承継銀行から最終受皿への再承継等による再譲渡益が生じた場合は再生債権者に還元されることとされている。上記最終受皿への株式譲渡金額は約19.8億円であるが、最終受皿の選定に先立ち、預金保険機構から第二日本承継銀行へ88億円の追加出資<sup>3</sup>がなされているため、再譲渡益は生じない。

以上

---

<sup>1</sup> 最終受皿決定の詳細は、預金保険機構ホームページ内 <http://www.dic.go.jp/kanzai/ukezara3.html> 参照。また、株式売買契約締結の詳細は、<http://www.dic.go.jp/kanzai/ukezara4.html> 参照。

<sup>2</sup> 平成23年9月7日付け「再生計画案に対する意見書」の提出段階では、最終受皿の選定手続中であったことから、同意見書の対象外としていた(同意見書2頁脚注4)。

<sup>3</sup> 追加出資の詳細は、第二日本承継銀行ホームページ内 <http://www.bbj.co.jp/info/pdf/110927.pdf> 参照。